

2014年4月21日

NHK 経営委員会 御中
NHK 会長 萩井勝人様
NHK 理事 各位

ご通知
萩井勝人氏の NHK 会長辞任を停止条件として
受信料支払い凍結運動に踏み切ります

NHK を監視・激励する視聴者コミュニティ
共同代表 湯山哲守・醍醐 聰

萩井勝人氏の NHK 会長就任会見での妄言、百田尚樹、長谷川三千子両氏の NHK 経営委員としてあるまじき言動に対して NHK に多くの視聴者から抗議の声が寄せられています。当会が他の 6 つの市民団体と共同で 2 月末から始めた 3 氏の罷免、辞任を求める署名も 4 月 18 日現在の集計で 3 万筆を超えました。また、この間、当会には、「今の NHK には受信料を払う気になれない」、「口座の引き落としを止めたいがどうしたらよいか」という問い合わせが多数届いています。

当会は 3 氏の罷免、辞任を求める署名運動に取り組むとともに、3 氏が経営委員会や国会でどのような釈明・答弁をされるのか、それらに対する視聴者・世論の動向はどうか、などを慎重に見極めてきました。

しかし、萩井氏は前例のない抗議の声も意に介さないかのように、「無理やり言わされた」、「不慣れだった」と釈明する一方、「どこか間違っていたでしょうか」と開き直る有様です。

また、萩井氏のご自身こそ辞表を提出すべき状況にありながら、会長就任早々、全理事から日付のない辞表を取りつけ、いまだにそれを理事に返却せず、会長の人事権を盾に専決体制を敷こうとする態度を改めていません。そのうえで、個人としての見解と会長としての見解を整理しないまま発言したことは反省すると語ってきました。百田、長谷川両氏も問題にされた言動は経営委員の職務外のもので、個人としての言論の自由に属するものだという反論を繰り返しています。つまり、3 氏は問題とされた一連の「個人的見解」それ自体を今もって撤回も改めもしていないのです。

しかし、今回の一連の発言で問われているのは、放送に携わる者の職責と定められた「健全な民主主義の発達に資するよう」（放送法第 1 条第 3 項）放送を規律するのに適した資質を 3 氏が備えていたのかどうかです。特に、「国際放送では政府が右というものを左というわけにはいかない」、「従軍慰安婦はどの国にもあった、それをいいとか悪いとかいう立場にはない」という個人的見解を持つ人物を敢えて NHK の会長に選任した経営委員会の判断の可否が問われているのです。

当会はこれまで3度にわたって、他の市民団体と共同で、署名簿を添えて靱井氏ら3人の罷免、辞任を求める申し入れを靱井氏ご本人及びNHK経営委員会、さらには経営委員の任命権者である安倍首相に提出してきました。しかし、さる4月13日に放送された靱井会長の釈明会見でも、市民団体の申し入れを意に介さず、前例のない多くの視聴者からの批判も顧みず、棒読み同然の幕引き談話で会長職に居座り続けようとしています。私たちはこうした靱井氏の対応を放置するわけにはいきません。

そこで、当会の運営委員会は約2か月にわたる慎重な協議を経て、以下のとおり、NHK経営委員会が靱井勝人氏をNHK会長から罷免するか、靱井氏が自ら辞任を決断するよう、再度の申し入れをし、この要望が受け入れられない場合は、受信料の支払いを向う半年間、凍結する運動を起こすことにしました。

靱井氏に絞って辞任を求めるのは、同氏が会長職にとどまると、当面する放送業務、人事編成などにおいて、会長の権限が濫用され、NHKは「ボルトとナットで締め直され」て、公共放送にふさわしい理事会の民主的合議体制が機能しなくなる恐れがあるからです。それはNHKをいっそう混乱に陥れ、「民主主義の発達に資する」放送を提供すべきNHKがトップダウン型の専決組織に変質させられる危険性ともいえます。そこで、私たちは靱井氏に一刻も早く会長職から退いていただくことを焦眉の課題と考え、以下の行動を提起することとしました。

「受信料支払い凍結運動」の要点

1. 目的

「今のままでは受信料を払う気になれない」という多くの視聴者の意思を汲み上げ、当面、靱井会長の辞任を促す。

2. 支払い凍結運動の方法

- ①4月末日までに靱井氏を罷免するか靱井氏が会長職を辞するよう決断されるよう、再度、要求する。
- ②4月末に至っても、なお、靱井氏が会長職にとどまる場合は、同氏の辞職をさらに強く促すため、向う半年間、受信料の支払いを凍結する（本年5月から10月の間に納期が来る受信料の口座引き落とし等を停止し、振り込み票による支払いも行わない）運動を起こす。
- ③上記②を実行するにあたっては、凍結したことをNHKに通告するよう呼びかける。
- ④半年経過するまでに靱井氏が会長を辞任した場合は、その時点で受信料支払いの凍結を解除し、支払いを再開する。
- ⑤半年が経過した時点で靱井氏がなお会長職にとどまっている場合は、凍結を継続するか解除するかは、凍結を始めた各視聴者の判断に委ねる。
- ⑥どの時点で凍結を解除するにせよ、凍結分も含め、受信料を支払うものとする。

当会は、NHK が国からの出資や助成、営利企業からの広告料に頼らず、視聴者の受信料で財源を賄う公共放送の体制を堅持することを強く支持することには変わりはありません。今回、提起する受信料支払い凍結運動は、このような立場を踏まえ、「受信料不払い」運動とは明確に一線を画するものであることを申し添えます。それは、上記の「支払い凍結運動の方法」の②、④～⑥で明確に示されています。

と同時に、私たちは、視聴者が NHK と結ぶ受信契約は税金や国民健康保険料のような片務性の公契約ではなく、視聴者と NHK が相互に権利と義務を分かち合う双務契約だという点を重視しています。過去、何度も受信料の支払い義務を法制化しようとする放送法改定法案が国会に上程されながら廃案となったのは、NHK の人事、運営等に関して視聴者にまったくと言ってよいほど権利が与えられていない現在の受信契約の下で、支払い義務化によって今以上に強い受信料徴収権を NHK に与えると、特権的・徴税的な意識が NHK 内に生まれ、視聴者との相互信頼関係が損なわれるとの危惧があったからです（資料①②参照）。

私たちは、受信料の支払いは視聴者の片務的な義務ではなく、NHK が放送法ならびに NHK 放送ガイドライン等の定めに沿って、民主主義の発達に資する番組を国民に提供するという、視聴者と NHK の間の相互信頼関係の上に成り立つ義務であると理解しています（資料②③参照）。

だとすれば、「政府が右といたら左とは言えない」などと公共放送の自立性を端から理解しない一方で、会長職の権限にはことのほか執着する人物が NHK 会長職に居座り続けたのでは、視聴者は、NHK が公共放送にふさわしい民主的な組織運営に徹し、自主自律の放送を提供する責務を誠実に履行するという信頼を保てないと言わざるを得ません。

このような場合、視聴者は、NHK が公共放送の事業者にふさわしい信頼を回復するのに必要な措置を講じるまで——今回の場合は靱井会長が辞任するまで——民法第 533 条で明記された「同時履行の抗弁権」を準用して、自己の義務の履行を停止する権利を行使できると考えるのが至当です。

ただし、この場合の視聴者の権利は「相手方〔ここでは NHK〕の債権を絶対的に否認する抗弁権ではなく、相手方の債権の存在を認めるけれどもその行使を一時的に制限する延期的抗弁権である」（島谷部茂「同時履行の抗弁権」『法学教室』1999 年 12 月、26 ページ）ことを私たちは十分理解しています。今回、私たちが「受信料支払い凍結運動」を靱井氏の会長辞任を停止条件として実施に踏み切ることにしたのも、支払い凍結を解除する際には凍結分も含めて受信料を支払うものとしたのも、このような理解を前提にしているからです。

貴委員会ならびに貴職におかれましては、こうした当会の見地を十分ご理解の上、靱井氏の会長罷免または自主的な辞職を一日も早く、決断されるよう、強く要望いたします。

以上